

平成二十二年二月二日受領
答弁第三三三号

内閣衆質一七四第三三号

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国会議員が行う種々の活動」及び「政府が制限を課すこと」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、一般論として、政府は国会議員の政治活動の自由を尊重すべきものと考ええる。

二及び三について

平野内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、お尋ねの会合については、御指摘の趣旨で開かれたものではなく、石川知裕衆議院議員の同期の議員の会合であると聞いているとの趣旨を述べており、そのような会合が不相当であるとは述べていない。

四及び五について

国会議員の個々の活動については、政府としてお答えする立場にないが、一般論として、政府関係者が国民の誤解を招くような行動を取るとは差し控えるべきものと考ええる。